

業務仕様書

1 業務名

令和7年度 佐久市役所本庁舎機密文書溶解処理業務

2 業務箇所(搬出箇所)

佐久市中込3056番地

(佐久市役所本庁舎 1階廃棄文書集積場所)

3 業務期間

着手の日から令和8年3月31日まで

4 業務概要

業務箇所より排出する機密文書の「積込・運搬」及び「溶解処理」一式

※機密文書を無選別・未開封の状態で即日処理(積込、運搬及び溶解処理)が行なえること。

(1)溶解処理予定量等

令和7年度 溶解処理予定量 (6t車2台分×2回)

(機密文書に付属する金属等は選別せず、梱包資材等が含まれた数量)

(2)搬出回数及び搬出日

1回あたりトラック6t車2台で積込・運搬を行うものとし、契約期間中、2回に分けて「積込・運搬」及び「溶解処理」を行うこと。

概ね1回目を8月、2回目を翌年3月の予定とし、発注者と協議により決定する。

(3)溶解処理を行う廃棄文書の分別状況及び処理条件

ア 書類、封筒及びコピー用紙等、紙に類するもの全てとする。

イ 金属、ひも及びプラスチック類等で綴られたファイルも混在しているもの。

(三角定規、フロッピーディスクなど、そのもの単体が紙ではないものは除却済)

ウ 紙類は段ボール又はひもでまとめられており、そのままの状態で搬出から溶解処理まで完了すること。

(4)運搬に係る留意事項

ア 運搬・積込に関わる作業は、請負者と直接雇用関係にある者が立会うこと。

イ 運搬・搬入の工程確認のため、発注者が現地立会いを希望する場合は、連絡調整を含め対応すること。

ウ 運搬時の交通事故等には十分留意するとともに、事故発生時には速やかに発注者と連絡調整し、対応を協議すること。

また、交通渋滞等の交通障害発生時についても同様とする。

(5) 溶解処理に係る留意事項

- ア 溶解処理に関わる作業員は、請負者と直接雇用の関係にあること。
- イ 溶解処理を実施する施設は、請負者の自社所有施設であること。
- ウ 個人情報保護等の観点から、第三者への再委託等は不可とする。
- エ 溶解処理は搬入日に即日処理し、翌日に持ち越さないこと。

(6) 業務完了時の留意事項

- ア 業務実施後、速やかに完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- イ 完了報告書には、溶解処理を実施した証する書類(溶解処理量の計量証明、写真等)を添付すること。

5 秘密の保持等

業務上知り得た溶解文書に係る個人データ等の情報(以下「情報」という。)を他に漏らしてはならず、本件業務の目的以外に利用(複写、複製、加工等を含む。)してはならない。

また、提供された情報の漏洩、盗用、改ざん等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。

6 安全管理措置

- (1) 請負者は、本件業務の遂行にあたり、情報の漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならない。
- (2) 発注者及び請負者は、(1)に定める安全管理措置を徹底するため、本件業務の遂行にあたり情報の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。
- (3) 発注者及び請負者は、発注者が(1)に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定しようとする場合、発注者及び請負者は、本件業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議の上、対応を決定するものとする。

7 従業者の監督

- (1) 請負者は、自己の従業員(直接的であるか間接的であるかを問わず、乙の指揮監督を受けて本件業務に従事する者をいう。以下「従業者」という。)に対し、情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- (2) 請負者は、本件業務の遂行上、実際に情報を取扱う従業者の範囲を限定するものとし、当該従業者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (3) 請負者は、従業者が退職する場合、当該従業者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

8 事故発生時の対応

請負者は、情報の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに発注者に報告するものとする。このとき、発注者及び請負者は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

また、発注者及び請負者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって情報の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、両者協議の上定めるものとする。

9 損害賠償責任の所在

請負者は、自己の責に帰すべき事由により、個人データ等への漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、請負者の本仕様に違反する行為の直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、損害発生の原因となった本件業務の対価を上限として、賠償の責任を負うものとする。

10 その他

見積にあたっては、運搬経路・行程並びに道路事情等を確認し見積もること。

この仕様に、示されない事項については、その都度協議のうえ実施するものとする。